

愛・地球博キャラクター着ぐるみ使用要領

令和7年3月10日
7要領第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人地球産業文化研究所（以下「財団」という。）が所有する2005年日本国際博覧会（以下「愛・地球博」という。）の公式キャラクター（モリゾー・キッコロ）の着ぐるみを使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

第2章 審査基準

(使用申請基準)

第2条 着ぐるみの使用については、以下に該当する場合とし、あらかじめ財団に申請を行い、許諾を得ることとする。

- 一 国、地方公共団体、学校法人及び公益法人等が非営利事業に使用する場合 次のいずれかの内容に該当していること
 - ア 環境教育プログラム
 - イ 自然再生・環境保護のための活動
 - ウ 環境問題に関する意識啓発
 - エ 愛・地球博の開催を記念又は想起させるもの
 - オ その他これらに類すると認められるもの
- 二 日本の企業又は団体であって、その事業活動に問題がないと認められる者（以下「企業等」という。）が使用する場合 前号ア～オのいずれかの内容に該当していること。

(審査基準)

第3条 財団は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると判断した場合には、着ぐるみの使用を許諾しないこととする。

- 一 愛・地球博の理念継承発展に資すると認められないおそれがある場合
- 二 使用目的が明らかでない場合
- 三 特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがある場合
- 四 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- 五 不当な利益を上げるために利用されるおそれがある場合
- 六 着ぐるみを別に定める「着ぐるみ使用マニュアル」に従わずに使用するおそれがある場合

- ある場合
- 七 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - 八 愛・地球博若しくはモリゾー・キッコロ又は財団のイメージ等を損なうおそれがある場合
 - 九 その他、着ぐるみの使用を許諾することが適当でないと認められる場合

第3章 申請手続

(使用申請)

第4条 着ぐるみの使用を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、以下の申請書等を財団に提出する。ただし、財団が認めた場合には、三及び四の資料を省略することができる。

- 一 別に定める様式による「着ぐるみ使用申請書」 1通
- 二 着ぐるみを使用するイベント等の企画内容を説明したもの 1通
- 三 申請者の事業概要がわかる資料 1通
- 四 その他、財団が必要とする資料 1通

2 財団は、提出された申請書等を申請者に返却しないものとする。

(使用の許諾)

第5条 財団は、審査の結果、着ぐるみの使用許諾を行うときは、使用許諾書を申請者に交付する。なお、貸出は一つのイベント等につき、モリゾー及びキッコロの着ぐるみ（付属品を含む。以下同じ）一組とし、モリゾー又はキッコロのどちらかだけの着ぐるみの貸出は行わない。

また、許諾することによって、財団が使用者の活動又は使用されるイベントを推奨するものではない。

2 前項の使用許諾書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が、着ぐるみを使用する場合の使用料は有償とし、別に定めるものとする。ただし、第2条第一号に該当する者が使用する場合又は財団が特に認めた場合は無償とする。

3 財団は、使用者に対して、使用状況の報告を求めることがある。

4 財団は、使用許諾を行った場合でも、法令若しくはこの要領に抵触するおそれがあるとき又は抵触していると認められるときは、許諾を取り消すことがある。

第4章 申請及び許諾に関する諸条件

(費用)

第6条 財団は、使用許諾の申請に要する費用及び使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

(着ぐるみの貸出期間)

第7条 使用許諾の貸出期間は、原則として使用日の前日から使用日の翌日までとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許諾された内容どおりに使用し、変更する場合には、あらためて使用申請をすること。ただし、軽微な変更であると財団が認めた場合はこの限りでない。
- 二 愛・地球博若しくはモリゾー・キッコロ又は財団のイメージを損なうことのないよう、各種法令を遵守するとともに、着ぐるみを使用するイベント等の開催に当たっては、環境保護、安全性等について十分な配慮をすること。
- 三 着ぐるみの搬送に当たっては、間口の広いワゴン車を使用すること。そのほか、破損、汚損、紛失、変色、改造等のないよう十分な管理を行うこと。使用者に起因して修繕が必要になった場合は、財団に対し修繕に係る費用を支払うこと。
- 四 着ぐるみの転貸又は担保差し入れ等を行わないこと。
- 五 財団が使用状況について報告を求めた場合は、誠実に対応すること。
- 六 使用許諾を取り消された場合には、速やかに返却するなど適切な措置を講ずること。

第5章 雑則

(賠償責任等)

- 第9条 財団は、使用の許諾又は許諾しないこと若しくは許諾の取り消しによって申請者又は使用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わない。
- 2 申請者又は使用者は、第三者に損害を与えた場合には、これに対し全責任を負い、財団に影響を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 申請者又は使用者は、故意又は過失により財団に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を財団に賠償しなければならない。

(特約等)

第10条 財団は、申請者の了解を得て、又は申請者の要望に基づいて合理的な理由があると認められるときは、許諾書に特約事項を付することがある。この場合、特約の事項がこの要領に定める規定に優先する。

(事務)

第11条 この要領に関する事務は、財団のモリコロライセンスセンターが行う。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、財団が別に定め又は財団が指示するものとする。

附 則

第1条 この要領は令和7年3月25日以降に申請するものに適用する。

第2条 この要領の適用日前に使用許諾を受けていたものは、当該許諾書は有効とし、使用料については従前のおりとする。